

はしがき

本書は、2009年3月に九州大学より博士号（法学）を授与された学位論文「面接交渉権論の帰趨——フランス訪問権論からの比較法的考察」を基に執筆したものである。学位論文以降に発表された論考や裁判例、そしてフランスでの法改正を取り込み、加筆した。

面接交渉権は、民法766条を根拠に、主に離婚後の父母を念頭に置いて形成されてきた解釈上の権利である。この面接交渉権については、近年の離婚の増加や再構成家族の増加などの社会的状況の変化に伴い、必要性が高まっており、また、立法化の動きも盛んになっている。私は、これまで従来の面接交渉権論を子の利益の視点から再考察してきたが、近年の社会的情勢のなかで一助となることを期待して、この度、研究成果を本書として上梓する次第である。

私は、面接交渉権論を検討するにあたって、実定法上の根拠のみに依拠することなく、同権利を親子だけでなく祖父母・孫なども含めた個々の関係から成る家族の絆を保障するものとして位置づけたいと考えている。また、血族だけでなく、子を監護したことなどから子と情愛で結ばれた第三者と子との絆も保障するものとして、同権利を考えたい。そして、フランス法を比較の対象として同権利を考察するなかで、これまでの子の利益の視点に加え、もう1つの新しい視点を導くことができた。それは、家族の調和という視点である。こうした研究で得られた家族の絆、調和、子の利益という視点を失うことなく、今後も家族をテーマに研究を進めていきたいと思う。そして、拙いものではあるが本書が、研究書というだけでなく、家族関係を模索する方にとって、少しでも道を照らすものであってくれればと願う。

本書の完成に至るまでには、大変多くの方々にお世話になった。ここですべ

ii はしがき

ての方を挙げさせていただくことはできないが、心より深く感謝の意を表したい。なかでも、大阪大学法学部のゼミの教官であった松川正毅先生に、家族法の面白さを教えていただいたことにより、研究者への道を進むことになった。そして、九州大学大学院法学府に入学してからは、伊藤昌司先生、河内宏先生を師と仰ぎ、本格的なご指導を賜った。両先生は、大変濃やかなご指導のもと、今日まで温かく励まし導いてくださった。どのような感謝の言葉をもってしても言い表せないほどの学恩を受けた。九州大学では、ほかの先生方からも分け隔てなくご指導いただき、また、仲間にも恵まれて勉学に励むことができた。さらに、九州大学の名誉教授であられた故有地亨先生にも大変有り難いご指導を賜った。とりわけ、フランス留学中に先生からいただいた研究についての詳細な手紙は今も大切にしている。今日の私があるのも、ひとえに先生方の熱心で温かいご指導の賜である。改めて心よりの感謝を捧げたい。

また、2006年4月に佐賀大学経済学部就職してからは、同大学で素晴らしい研究環境を与えていただいている。そして、本書の刊行にあたっては、佐賀大学経済学会より助成を受けた。大学ならびに先生方、関係者各位に心より深く感謝を申し上げたい。

そして、法律文化社代表取締役社長田磨純子氏は、本書の刊行をお引き受けくださり、濃やかなご配慮のもと編集を進めてくださった。また、同社編集部瀧本佳代氏にもご助力いただいた。両氏に厚く御礼を申し上げたい。

最後に、学部時代から今日まで長きに渡り、私を根気強く支えてくれた家族にお礼を言いたい。両親は、常に私をそばで励まし、何にも優先して献身的に支えてくれた。そして、本書の刊行を心待ちにしてくれていた母と天国の父に、心からの感謝を表したい。ありがとう。

2011年4月5日 研究室にて

栗林 佳代